

第七五回

参第九号

学校教育法の一部を改正する法律（案）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「教諭」の下に「、養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭、養護助教諭、」を削り、同条第四項中「講師を」の下に、「、養護教諭に代えて養護助教諭を」を加える。

第百三条中「当分の間」を「高等学校には、第五十条の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、養護教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

理 由

小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒の養護に万全を期するため、小学校、中学校及び高等学校について養護教諭を置くことを原則とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。